

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

【R7.4月指定分】

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	令和7年4月7日	福島県指令南建 第57号	有限会社高山不動産 代表取締役 高山輝行 白河市会津町29番地41	西白河郡西郷村大字米字向山168 番1、205番の一部	74.99	6.00

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止しました。

【R7.4月廃止分】

	廃止年月日	廃止番号	申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び所在地)	道路の位置	指定年月日 (当初)	指定番号 (当初)
1	令和7年4月18日	7南建第186号	白河市長 鈴木和夫 白河市八幡小路7-1	白河市道東7番173、7番177	令和5年8月22日	福島県指令南建 第2745号
2	令和7年4月18日	7南建第186号	白河市長 鈴木和夫 白河市八幡小路7-1	白河市表郷番沢字松上101番1の 一部、106番1の一部	令和5年10月19日	福島県指令南建 第1839号
3	令和7年4月18日	7南建第186号	白河市長 鈴木和夫 白河市八幡小路7-1	白河市久田野塚田22番9	令和5年10月30日	福島県指令南建 第1422号